

## 第4 求人活動について

新規学校卒業予定者を対象とする求人活動は、社会経験の少ない学生の適正な職業選択を図るとともに、行きすぎた求人活動による学校教育への弊害、社会的弊害等を防止するために定められた、全国的なルールや地域府県での取り決め等がありますので、取り決め等に違反することのないようハローワークとよくご相談ください。なお、求人秩序を乱す行為を行った場合には、求人受付を保留するなど措置を受けることとなりますので、ご注意ください。

### 1 学校訪問

求人者、またはその委託を受けた者及び職業紹介事業者が行う求人活動としての学校訪問は、次のような場合に行ってください。また、学校教育に支障を及ぼさないよう訪問時間には十分配慮し、事前に学校と調整した上で訪問してください。

- ・職務の内容など求人内容について求人票の補足説明を行う場合。
- ・採用、雇用管理の方針など求人票に記載できない事項について説明を行う場合など。

### 2 家庭訪問の禁止

求人者、その委託を受けた者及び職業紹介事業者が、直接学生の家庭を訪問し求人活動を行うことは、一切禁止されておりますのでご注意ください。

### 3 縁故募集の規制

縁故募集ができるのは、事業主と親族（6親等以内の親族及び3親等以内の姻族）の関係にあるものだけです。縁故募集については、人間関係が築きやすいなどの長所がある反面、雇用条件が不明確となりやすく、就職後問題が発生し、早期に離職する傾向がありますので、採用に際しては労働基準法に基づき雇用条件を明確にしてください。

### 4 直接募集・委託募集の禁止

新規学卒者を対象とする直接募集（求人者及び求人者に被用されている者が、直接生徒に働きかけて応募を勧誘すること。）は、一切禁止されています。

### 5 文書募集の規制

新規学卒者を対象とする新聞広告等による文書募集は、これらの者については職業や社会についての知識・経験が乏しいため、望ましい職業選択能力が十分でないと考えられることから、下記のとおり規制されています。

- ① 中学校卒業 禁止
- ② 高等学校卒業 卒業年の前年の7月1日以降は実施できます。ただし、以下の条件を満たす必要があります。
  - ・ハローワークへ申込を行った求人であること
  - ・求人者管轄安定所名、求人番号を記載すること
  - ・求人票記載内容と異なる内容のものとししないこと
  - ・応募の受付は、学校又はハローワークを通じて行うこと
- ③ 大学等卒業 制限及び規定はありません。

また、各企業においてガイドブックを作成するに当たり、次の項目のいずれか一つでも記載することは、文書募集にあたり規制の対象となりますのでご注意ください。

- ・採用予定人員
- ・採用予定者に係る初任給
- ・採用方法（選考期日、選考場所、選考方法、応募書類等）
- ・採用担当部課名

## 6 利益供与の禁止

求人者、その委託を受けた者又は職業紹介事業者が、新規学卒者、その保護者、その他関係者に対して、金品または利便の供与を行うことは、一切禁止されています。

## 7 求人要項

求人要項は、求人票の記載内容を補完し、事業内容等のより深い理解を促すための、いわゆる副読本的性質のものです。作成する場合は、表紙の右上部に求人者管轄ハローワーク名及び求人番号を明示してください。中学生対象、高校生対象、大学生等対象など、条件の異なる事項については、それぞれ明確に区分して記載してください。

また、求人票と異なる内容を記載することはもちろん、誇大な表現やあやふやな表現をすることも厳に慎んでください。なお、求人要項を学校へ送付される場合は、事業主から直接送付してください。

## 8 奈良県における高等学校卒業予定者の就職慣行に関する申合せについて

奈良県では、主要経済団体、教育行政、労働行政で構成する奈良県高等学校就職問題検討会議において、以下の申合せがなされておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

### ① 複数応募・推薦開始期日等

- ・生徒は、10月末までは1人1社、11月1日以降は1人2社までの複数応募・推薦を可能とする。
- ・複数応募できる事業所は、高卒用求人票に「11月1日以降複数応募可」の表示をしている事業所とする。

### ② 事業所に対する周知

安定所においては、求人説明会及び求人受理時に、「11月1日以降複数応募可」とする事業所に対して、内定生徒からの採用辞退が有り得ること、さらに、応募者の採否で単願・併願が影響することがないように周知、理解を求めます。また、採用内定辞退となった場合であっても、事業所は、その高等学校にペナルティを科さないよう併せて理解を求めます。

### ③ 採用選考等について

事業所は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと、選考が複数に渡る場合は、原則として1週間以内にすべての選考を終了すること。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。

事業所は選考実施（適性検査を含む）を行うにあたって、原則として選考場所について事業所自らの責任において確保すること。

#### ④ 入社承諾等の取り扱い

併願の場合、最初の内定連絡(文書に限らない)があれば、この日から7日以内に入社承諾等の意志表示を行う。

### 9 応募前職場見学について

応募前職場見学とは、生徒が事前に事業所を見学することにより、その事業所や仕事に対する理解を深め、より適正な職業選択ができるように、また、事業所や仕事に対する理解不足による早期離職の防止に役立てるために実施するものです。これらの趣旨をご理解いただき、積極的な活用にご協力ください。